

## 名義後援及び市長賞の授与に関する事務取扱ガイドライン

平成16年3月24日

総務局長決裁

### (目的)

第1条 このガイドラインは、札幌市が行う名義後援及び市長賞の授与（以下「後援等」という。）に関する事務の適正化を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 名義後援 市政の推進及び市民福祉の向上に寄与することが明らかな事業に対して札幌市が賛同し、名義を使用させることをいう。
- (2) 市長賞の授与 市政の推進及び市民福祉の向上に寄与することが明らかな事業に対して札幌市が賛同し、当該事業に係る賞（賞状、記念楯、トロフィー等）の贈呈者名に、市長の名義を使用させることをいう。
- (3) 所管部 対象となる事業の内容又は主催者と最も関係の深い部をいう。
- (4) 所管部長 所管部の部長をいう。
- (5) 所管課長 所管部長が指定する課長をいう。

### (所管)

第3条 後援等に関する事務は、所管部が取り扱う。

- 2 所管部が明確でない場合は、秘書部が対応の窓口となり、事業の趣旨及び本市との関連性を勘案して所管部を調整するものとする。

### (決裁区分)

第4条 後援等の承認の決定は、所管部長が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、定例的に開催される事業、過去に後援等を承認したのある事業等所管部長があらかじめ定める事業については、所管課長が後援等の承認を決定することができる。

### (承認の基準等)

第5条 後援等の承認は、当該事業を後援することが市政の推進又は市民福祉の向上に寄与することが明らかであり、次に掲げる要件の全てを満たす場合に行うものとする。

- (1) 主催者（団体等の代表者、所在地、連絡先等）が明確であること。
  - (2) 事業計画が明確で、事業遂行能力があると判断されるものであること。
  - (3) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又はこれと密接な関係を有する者でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業は、後援等の承認をしない。
    - (1) 札幌市の機関の業務に関連しない事業
    - (2) 市外で行われる事業（後援等を行うことが適当と認められる事情があるものを除く。）

- (3) 専ら営利を目的とする事業
  - (4) 特定の思想や政治的な主義・主張に関わる事業で、行政の中立性を損なうおそれがあると判断されるもの
  - (5) 宗教の普及を主たる目的とする事業
  - (6) 対象が特定の者に限定される事業
  - (7) 法令又は公序良俗に反している事業
  - (8) その他後援等を承認すべきでない事情がある事業
- 3 後援等の不承認は、当該事業等の実施を否定するものではなく、妨げるものでもない。
- 4 所管部において後援等の承認又は不承認の判断に疑義が生じた場合には、秘書部長は必要に応じて助言を行うものとする。

(後援等の申出)

第6条 後援等の申請は、後援等申請書（様式1）により行うものとする。

(承認等の通知)

第7条 所管部長又は所管課長（以下「所管部長等」という。）は、後援等の承認を決定したときは、後援等承認決定通知書（様式2）により、後援等の不承認を決定したときは、後援等不承認決定通知書（様式3）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 承認に当たっては、次の各号の条件を付すものとする。

- (1) 申請内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合は、速やかに連絡し、承認を受けること。
- (2) 事業の終了後、速やかに結果報告を行うこと。
- (3) 後援等の承認に伴い、札幌市に対して費用負担を求めないこと。
- (4) その他後援等が不相当と認められる事項があるときは、承認を取り消す場合があること。

(承認の取消し)

第8条 所管部長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことができる。取消しを決定したときは、後援等承認取消決定通知書（様式4）により、速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 第5条第2項に掲げる事業に該当する事業となった場合
- (2) 前条第2項の条件に違反した場合
- (3) 虚偽の申出があった場合
- (4) 法令に違反する行為があった場合
- (5) その他公益上やむを得ない事由が生じた場合

(所管部会議)

第9条 秘書部長は、必要があると認めるときは、所管部による会議を招集することができる。

(その他)

第10条 このガイドラインに定めるもののほか、後援等に関する事務の取扱いについて必要な事項は、市長室長が別に定める。

附 則

このガイドラインは、平成21年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成21年12月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成28年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成29年9月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年5月28日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和4年2月17日から施行する。